相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区黒門通錦小路上る下黒門町四四七番地、最後の住所京都市中京区壬生御所ノ内町一七番地　被相続人　亡　小寺　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

事務所京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二四〇番地　京都商工会議所ビル五階

イリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤田　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市村国三丁目四番地一六、最後の住所大阪市福島区吉野五丁目六番一一号

福島ともしび苑　被相続人　亡　橋本　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目四番一五号一六〇二　相続財産管理人　竹川　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市九鬼町四八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池辺　利計

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市杉原二四四番地、最後の住所岡山県美作市井口四一番地二

被相続人　亡　松田　さだ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

岡山県美作市楢原下五八六番地一

相続財産管理人　豊久　朔代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市神村町三一九九番地二、最後の住所広島県福山市住吉町八番二二号住吉ウイングビル九〇三

被相続人　亡　橘高　博巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

事務所広島県福山市若松町六番一一号　弁護士法人ばらのまち法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬尾　義裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市牛深町三四五八番地の三、最後の住所熊本市長嶺南二丁目八番八六―一〇一号　被相続人　亡　小野嘉代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

事務所熊本市新南部三丁目四番三一号

相続財産管理人　村上　純也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市北川町長井三八一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣瀬　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月八日

宮崎県延岡市東本小路一番地八

相続財産管理人　甲斐　雅則

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理の適正化をはかるために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁墳墓として遺骨を改葬しますのでご承知下さい。

平成二十二年十月八日

一、墳墓等所在地　①愛媛県松山市三番町七丁目一―二四②愛媛県松山市木屋町一丁目八―一六

一、墳墓等の名称　万徳寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県松山市三番町七丁目一―一　万徳寺　代表役員　越智　憲明

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年10月8日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社とのや　②埼玉県知事(1)20486　③代表取締役　外崎栄子　④埼玉県さいたま市北区日進町2―1639―1―603　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県さいたま市北区日進町2―1639―1―603　有限会社とのや　代表取締役　外崎栄子

①有限会社アーバンソフトマネージメント　②東京都知事(3)74371　③代表取締役　前田欣也　④東京都千代田区平河町一丁目2番10号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区平河町一丁目2番10号　有限会社アーバンソフトマネージメント　代表取締役　前田欣也

①ＳＣ51株式会社　②東京都知事(1)87253　③代表取締役　沖浩幸　④東京都港区虎ノ門三丁目18番6号202　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目18番6号202　ＳＣ51株式会社　代表取締役　沖浩幸

①京王不動産株式会社　②国土交通大臣(1)1608　③代表取締役　鈴木康　④東京都渋谷区初台一丁目54番2号　廃止した従たる事務所　東京都八王子市明神町四丁目9番7号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区初台一丁目54番2号　京王不動産株式会社　代表取締役　鈴木康

①株式会社デザインワークス　②広島県知事(1)9273　③代表取締役　長岡博　④広島県廿日市市四季が丘二丁目2番地8　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県廿日市市四季が丘二丁目2番地8　株式会社デザインワークス　代表取締役　長岡博

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十二年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月八日

長野県松本市大字今井字松本道七一一〇番地三　株式会社ミサワテクノ

規約型確定給付企業年金清算人

石川　勝